

# 長野県漁業調整規則及び組合規則抜粋

## (県の許可を受けなければ出来ない漁業)

うけ、刺網、大型の四手網、箱状、やな

## (漁業の方法)

あゆ竿釣1人1本、その他竿釣1人2本以内。

## (禁止されている漁業)

- |                       |                        |                       |           |
|-----------------------|------------------------|-----------------------|-----------|
| (1) 水中に電流を通じてする漁法     | (2) 鵜縄を用いてする漁法         | (3) 鵜飼漁法              | (4) 石こじ漁法 |
| (5) びんづけ漁法(びんぶせ漁法を含む) | (6) 川干漁法               | (7) 石うち漁法(はんまうち漁法を含む) |           |
| (8) 潜水してする漁法          | (9) 水中銃(もりを含む)を用いてする漁法 | (10) 刺網を2枚以上重ねてする漁法   |           |

## (魚体長の制限)

- |                              |                |
|------------------------------|----------------|
| ○いわな、あまご、にじます15cm以下          | ○うぐい(赤魚)10cm以下 |
| ○こい18cm以下(平岡ダム堰堤より下流は20cm以下) | ○ふな20cm以下      |
| ○おいかわ(はや)8cm以下               | は採捕してはならない。    |

## (採捕禁止期間)

- あゆ、1月1日より解禁日前日まで。 ○にじます、あまご、いわな10月1日より翌年2月15日まで。  
○かじか、3月1日より5月15日まで。

## (あみ目の制限)

あみ目こま12ミリメートル(13節)以上。

## (移植の制限)

次に掲げる水産動物(卵を含む)を移植してはならない。ただし、漁業権の対象となっている水産動物を当該漁業権に係る漁場の区域に移植する場合及び移植について知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

- アメリカザリガニ
  - 雷魚(カムルチー、たいわんどじょうその他のタイワンドジョウ属の魚をいう)
- ※オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びウチダザリガニは外来生物法により禁止

## (違反者に対する措置)

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

## (その他)

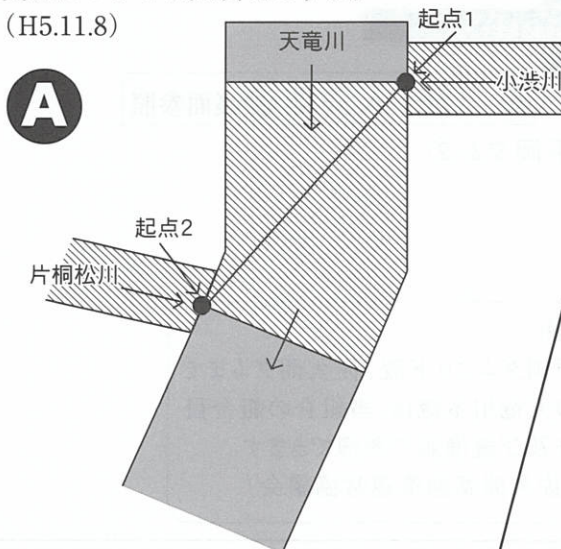
- 舟、ボート、いかだ等を使用した遊漁を禁止する。ただし、組合管内に漁船登録済みの舟を所有する者が、その舟を使用して行う漁業を除く。
- 水上での遊漁を禁止する。

## 入会地

天竜川漁協との間で、下記斜線部分を入会地として協定した。(H5.1.28)

片桐松川本支流及び小渋ダムより下流の小渋川本支流については入会地とする。

(H5.11.8)



**B**

遠山漁協との間で下記斜線部分を入会地として協定した。

(H5.10.3)

